

## アイヌ民族の人権擁護、差別・ヘイトスピーチに関する要望

多原良子

\*アイヌ民族の人権擁護、差別・ヘイトスピーチの根絶は行政責任

2023年9月7日、杉田水脈衆議院議員（現在）による多原良子らに対する「コスプレおばさん」等のヘイトスピーチが、札幌法務局によって「人権侵犯」と認定されました。

この「コスプレおばさん」という表現の意図は、「アイヌ民族でないものがアイヌ衣装を着ている」という意味であり、アイヌをアイヌと認めない「アイヌ民族は存在しない」というヘイトスピーチです。

アイヌ施策推進法では、こうしたヘイトスピーチを「**第四条** 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定して禁止し、参議院附帯決議では第4項で「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実にに向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」とあります。このようにヘイトスピーチの根絶は、言うまでもなく行政の責任であると考えます。最も身近な自治体がその実態を把握し、施策と措置を行うべきです。

しかるに、現状ではアイヌ民族に対するヘイトスピーチを規制する施策は何もなく、されるがままに放置されており、ヘイトスピーチへの対応は個人で人権救済の申し立てを行う以外にありません。この制度は、被害者当事者個人の申請によって行わなければなりません。差別者・差別者集団に個人で立ち向かうことを強いられ、また、その調査の課程は再びその憎悪に満ちた差別と直面させられて、「セカンドレイプ」同様に強い精神的ストレスとなりトラウマとなります。新たなヘイトスピーチのターゲットとなる危険があります。こうした負担の大きい取り組みができる被差別当事者はほとんど存在しません。事実上、アイヌヘイトに被害者が泣き寝入りし、放置されているのが現状です。

今回、私の人権救済申し立てに対して、札幌法務局が「人権侵犯」と認定したことは、アイヌ民族に対するヘイトスピーチを規制する社会規範が初めて示された重要な認定です。

しかし、こうした差別を被差別当事者の勇気と犠牲でしか対応できないということは、行政の不作為であり、責任を放棄していると言わざるを得ません。

そこで、アイヌをアイヌとして認めないことが「人権侵犯」と認定された、いま、多くのアイヌ民族住民を抱える札幌市としてアイヌヘイトを許さず、アイヌ民族の人権を擁護する責任をはたすべく①アイヌ差別・ヘイトスピーチの実態調査を行ない把握すること。②アイヌ差別の相談窓口を設置し、アイヌ差別に関する研修をうけた職員を配置すること。③罰則付きのヘイトスピーチ禁止条例を制定すること、この3点の実行することを要望致します。

以上

## 資料

\*アイヌ差別に対する相談体制をつくること

- ① 札幌市はアイヌ民族に対するヘイトスピーチなどの調査はしておらず、実態を把握していない。札幌市の教育相談員や市への電話相談等の相談の集約、また SNS 上のヘイトスピーチの調査を行うなど実態調査を行なうこと。(別紙 アイヌヘイトの資料参照)
- ② アイヌ民族差別、ヘイトスピーチに対する相談窓口を設置すること。アイヌ民族差別に関する研修を実施し、担当職員とすること。

\*ヘイトスピーチ禁止条例を制定すること

### ①司法の動向

・京都朝鮮学校公演占拠抗議事件。「在特会」が2009年12月～2010年3月にかけて3回同校周辺でヘイトスピーチを繰り返して襲撃。一審判決では人種差別撤廃条約に照らして「人種差別」にあたると判断。京都地裁は「条約の責務に基づき、人種差別行為に対する効果的な救済措置となるような額（損害賠償）にすべきだ」「団体の街宣活動で、子供たちや教職員は恐怖を感じ、平穏な授業を妨害された。街宣活動は著しく侮蔑的、差別的な発言を伴うもので人種差別撤廃条約で禁止された人種差別である」として「在特会」に1200万円余りの支払いと学校周辺での情宣を禁止した。司法の場で人種差別撤廃条約が判断の根拠とされている。

・2023年6月28日、「全国部落調査」裁判において、原告がプライバシー権、名誉権、差別されない権利、部落解放同盟が業務を円滑に行う権利を求めていたが、東京高裁はプライバシー権、名誉権、差別されない権利を認める判決をだした。一審では差別されない権利は認められていなかった。東京高裁は、個人の尊重を保障した憲法13条や法の下での平等を定めた同14条の趣旨に鑑み、「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的権利があり、法的に保護される」と判断。初めての「差別されない権利」の認定。

・2023年10月20日、横浜地裁川崎支部は、匿名ブログで「日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国に帰れ」と投稿した「在日コリアン」に対するヘイトスピーチに対して、「帰れ」はヘイトスピーチ解消法に定める差別的言動に当たり、憲法13条で保障される人格権を侵害する違法なものと認定。「帰れ」という書き込みに110万円。「差別の当たり屋」「被害者ビジネス」という記載については侮辱に当たるとして84万円、計194万円の損害賠償を命じた。

この案件は、法務局から「人権侵犯」の認定を受けた後でもヘイトスピーチを繰り返した差別者に罰則を与えたものだ。

### ②ヘイトスピーチ禁止条例

・ヘイトスピーチを禁止する条例として、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（2018年12月16日川崎市条例第35号）がある。

この条例では、ヘイトスピーチに対して罰則規定があり、条例制定後、川崎でのヘイトスピーチはほとんどなくなったと言われている。

・また神奈川県相模原市の人権施策審議会の答申では、「①障害者大量殺傷事件「やまゆり園事件」をヘイトクライムとして前文に盛り込む。②悪質な差別言辞を禁止し、勧告、命令を経ても止めない場合は公表対象として、著しく悪質なものは秩序罰（過料）または行政罰（罰金など）を科す。③差別的言辞の対象を人種・民族・国籍・障害・性的志向、性自認、出身（被差別部落など）とする。④差別事件発生時には市長が速やかに「非難声明」を出す。⑤一定の独立性を持つ専門的第三者機関として「相模原市人権委員会を設置する。⑥委員会は被害者救済のための調査や調整、加害者への説示、差別解消のための調査・審議、市による差別禁止措置の各段階のチェックを行う、、など」が内容となっている。

ヘイトスピーチの規制には、罰則規定が不可欠だ。

札幌市においても、こうした罰則規定の入ったヘイトスピーチ禁止条例の制定の措置が取られることを強く求めす。

### ③ ヘイトスピーチの実態

・昨年11月30日の塩村あやか議員の予算委員会での杉田水脈議員のヘイトスピーチを追及直後の11月30日～12月5日の間にオリジナルで658のヘイトスピーチが多原良子らアイヌ民族に浴びせかけられた。

それらを札幌法務局に人権救済の申し立てを行い、1日最大5時間、5日間の調査をうけ、現在、法務省本庁で13グループにわけて検証されている。すでに5グループまでの検証が終わり、削除要請するヘイトスピーチ（人権侵犯）の文言が多原に伝えられている。（別紙参照）

・ヘイトスピーチの実例（別紙参照）